

介護現場は女性の職場ですから、結婚して子どもが生まれても、仕事を続けられるための環境づくりには、非常に力を入れています。

①産前休暇を法定より2週多く

法定では、産前休暇は6週間とされていますが、2週多くして、その多い分は妊娠がわかった段階から取得できます。すべて有給扱いです。職員からは、「つわりのときに休めるのがありがたい」と言われています。

②1児1万5千円の子ども手当

子どもが生まれたら18歳までの間、1児につき月1万5千円の子ども手当を支給します。シングルマザー・ファザーの方は、倍額の3万円支給

③子の看護休暇も法定より充実

法定の看護休暇は、小学校入学までの子ども1人につき5日ですが、さらに充実させて、中学校入学までの子ども1人につき10日まで、有給で取得できます。取得率はほぼ100%

④保育園を補完する企業内託児室

平日は、保育園が終わる時間から夜10時まで(遅番勤務終了21:30)、日曜・祝祭日は終日、子どもをあずかります。託児室では、平日は保育園まで迎えに行き、利用料は無料。希望により夕食も用意することが可能となっています。小学生の間も、放課後に利用することができます。

現在、30名を超えるお子様が利用中。